



IFLAインターネット宣言

The IFLA Internet Manifesto

2002年8月23日
IFLAグラスゴー大会総会採択

干渉されずに情報にアクセスできることは、自由と平等、地球規模での理解と平和に不可欠のものである。したがってIFLA（国際図書館連盟）は次のことを強く主張する。

- ・ 知的自由は、人それぞれが意見をもち、かつ表明する権利、また情報を求め、かつ受け取る権利である。それは民主主義の基本であり、図書館サービスの核心をなすものである。
- ・ 情報への自由なアクセスは、いかなる地域においても、図書館・情報専門職の中心的な責務である。
- ・ 図書館・情報サービス機関は、なんらの干渉なしにインターネットへのアクセス・サービスを利用者に提供して、地域社会と個人の自由、反映、および進歩の達成を支援する。
- ・ 情報流通に対する障壁、特に不平等や貧困、絶望を助長するような障壁は除去されなければならない。

情報、インターネット、図書館・情報サービスへの自由なアクセス

図書館・情報サービス機関は、地球規模での情報源および思想・創作的著作物と人々とを結びつける活気にみちた組織である。図書館・情報サービス機関は、すべてのメディアにおける人間的表現と文化の多様さとの豊かな蓄積を利用可能にする。

地球規模でのインターネットは、町から離れたいちばん小さな村落に住んでいようと、あるいは最大の都市にいようと、世界中の個人とグループが情報に平等にアクセスできるようにし、それによって個人的成熟、教育や知的刺激、豊かな文化や経済活動、広い見聞や知識に基づいた民主主義への参加が可能になる。人は、自らの関心や知識、文化を世界のどこにでも発信することができる。

図書館・情報サービス機関は、インターネットへの不可欠な入口を提供する。ある人々にとっては、利便と案内と援助を提供する機関であり、また他の人々にとっては利用し得る唯一のアクセス・ポイントである場合がある。これらの機関は、情報源や技術、訓練の相違によって生じる利用上の障壁をのりこえるのに必要な仕組みを提供するのである。

インターネットによる情報アクセスの自由に関する原則

インターネットとその情報源のすべてのアクセスは、国際連合の世界人権宣言、特に次に述べるその第19条と一致していなければならない。

すべての人はそれぞれに意見をもち、それを発表する自由を権利としてもつ。この権利は、干渉されることなく意見をもつ自由と、どんな種類のメディアであれ、また国の違いを越えて、情報と思想を求め、受け取り、かつ伝える自由を含んでいる。

インターネットの地球規模での相互接続は、この権利をすべての人々が享受できるようにするための一つの手段である。したがってこのアクセスは、いかなる形であれ、思想的または政治的、宗教的干渉にも、あるいは経済的障壁にも屈してはならない。

図書館・情報サービス機関はまた、地域社会のすべての成員にサービスする責務がある。これは年齢や人種、国籍、宗教、文化、政治的立場、身体上または他の制約の有無、性別や性的志向、あるいは他のいかなる条件をも問わない。

図書館・情報サービス機関は、利用者のプライバシーを尊重すべきであり、利用した情報源を公表すべきではないことを認識しなければならない。

図書館・情報サービス機関は、質の高い情報とその伝達において、その利用を円滑にし、かつ促進する責任を有する。利用者は、その選択した情報源とサービスを自由にかつ核心に基づいて使えるように、必要な技術と適切な環境の援助を受けるべきである。

インターネット上には、多くの価値ある情報源のほかに、不正確で誤解させられたり、時にはいらいらさせられるようなものもないわけではない。図書館員は、インターネットと電子情報の能率的かつ効果的な使い方を利用者が学べるように、情報と情報源を提供すべきである。図書館員は、質の高いネットワーク化された情報を、子どもや若者たちを含むすべての利用者が信頼し、かつ容易に使えるように、先を見越して行動すべきである。

図書館・情報サービス機関では、他の中核的なサービスと同様、インターネットへのアクセスは無料とするべきである。

宣言の実行

IFLAは、国際機関に対し、世界中あまねくインターネットにアクセスできる状態にすることを支援すること、特に開発途上国において、インターネットによって提供される情報の地球規模での利益を獲得できるようにすることを、強く提言する。

IFLAは、各国政府に対し、国民すべてがインターネットにアクセスできる国家的情報基盤を構築するよう、強く提言する。

IFLAは、すべての政府に対し、図書館・情報サービス機関を通してインターネット上で入手できる情報が、干渉されることなく流通するように支援し、そのアクセスの検閲や禁止に反対するよう、強く提言する。

IFLAは、国家のおよび地域的に図書館の方針や制作、計画を立てる図書館界の人々とその決定系をもつ人々に対し、この宣言において表明された基本原則を実現するよう、強く要請する。

この宣言は、国際図書館連盟・情報へのアクセスと表現の自由の委員会（IFLA/FAIFE）により起草された。

（日本図書館協会 図書館の自由委員会 訳）

▶ **The IFLA Internet Manifesto:** <http://www.ifla.org/III/misc/internetmanif.htm>